

令和2年7月豪雨における地方環境事務所の対応①

令和2年7月豪雨における対応概要について ～ 九州地方環境事務所 ～

<目次>

1. 九州地方環境事務所の体制
2. 九州事務所全体での体制整備
3. 発災以降の動き
4. 災害廃棄物対応に関する自治体支援状況 <参考>

1. 九州地方環境事務所の体制（専門官1名）

	災害対応	平時の業務
課長	事務所常駐（災対室併任、マネジメント） （全体管理）	課の総括
専門官	現地派遣（災対室併任、専任） （現地確認、自治体支援）	災害廃棄物対策全般
補佐	現地派遣（災対室併任） （現地確認、自治体支援）	廃棄物の輸出入 （事前相談、税関立会）
補佐	現地派遣（災対室併任） （現地確認、自治体支援）	災害廃棄物対策 中小企業協同組合法、省エネ法・温対法他
調査官	現地派遣（災対室併任） （現地確認、自治体支援）	各リサイクル法（認定、立検） 経営力向上計画の認定
係員	後方支援・現地同行（災対室併任）	環境対策課併任 （地域循環共生圏推進室員）
専門官	後方支援（運転支援等） （PCB無害化認定施設の確認）	PCB廃棄物の期限内処理
補助員	—	廃棄物の輸出入（補助）
事務補佐員	（旅費、備品、出張管理等）	庶務、文書管理

1. 九州地方環境事務所の体制（熊本地震時）：参考

	災 害 対 応	平時の業務
課長	現地派遣（支援チーム） （現地確認、自治体支援）	課の総括
補佐	現地派遣（支援チーム） （現地確認、自治体支援）	災害廃棄物対策全般
調査官	現地派遣（支援チーム） （現地確認、自治体支援）	廃棄物の輸出入（事前相談、税関立会） →他事務所の支援受け（事前相談）
調査官	現地派遣（支援チーム） （現地確認、自治体支援）	個別リサイクル法（認定、立検）
事務補佐員	（旅費、備品、出張管理等）	庶務、文書管理

2. 九州事務所全体での体制整備（令和2年7月豪雨）

<九州地方環境事務所災害対策本部>

➤ 対策本部立ち上げ

- ・ 7月6日（月） 9：30

➤ 対策本部の体制

- ・ 本部長 九州地方環境事務所長
- ・ 副本部長 統括環境保全企画官
- ・ 本部員 統括自然保護企画官、各課長、福岡事務所長、阿蘇くじゅう国立公園管理事務所長、霧島錦江湾国立公園管理事務所長、総務課課長補佐、環境対策課課長補佐2名

➤ 資源循環課への人的支援

- ・ 本部長指示により、所内の自然系各課若手職員3名が災害対応業務（各種情報の収集・整理・報告、現地調査同行等）に従事（OJTとしても有効であった。）
- ・ 資源循環課の負担軽減等のため、人的対応が必要な場合等は適宜応援
各県の現地災害対策本部リエゾン補助、リエゾンの現地調査等同行、etc

3. 発災以降の動き（令和2年7月豪雨）

＜発災初期の対応～先遣隊としての支援＞

➤ 初期情報の収集開始

- ・ 7月4日（土）、出勤して各種情報を収集
- ・ 本省と連絡調整

➤ 被災地に向いて全体的被害状況把握

- ・ 7月5日（日）から被害状況把握のため現地入り
- ・ 熊本県内のみならず大牟田市、久留米市等へも

➤ 被災市町村の処理対応体制等の状況確認、助言

- ・ 7月5日（日）人吉市担当部長、課長、係長と打合せ
- ・ 7月6日（月）八代市、芦北町の担当課長等と打合せ
- ・ 7月8日（水）球磨村担当課長等と打合せ

➤ 県庁に設置された現地災害対策本部へも常駐

- ・ 本省からのリエゾン派遣体制が整うまでの繋ぎを担う（7/7、8、12）

3. 発災以降の動き（令和2年7月豪雨）

<現地支援チームの一員として被災市町村に常駐支援>

- 本省並びに他事務所からの支援者、D-Waste-netメンバーと連携
- 人吉市（7月8日～）、芦北町（7月10日～）、球磨村（7月12日～）、八代市（7月22日～）常駐体制をとって、被災市町村を支援
- 芦北町へは7月21日まで支援チーム常駐、その後は当課職員が訪問支援
- 当課職員は、人吉市、球磨村、八代市に延べ89人日常駐（8月末まで）
- 専門官は発災当初は人吉・球磨地区に張り付き（～7月18日）13日
その後は担当自治体を固定せずに機動的対応 26日
- 補助金申請を念頭に、県と連携した「補助金説明会」「被災家屋解体説明会」等を開催
- 被災自治体からの相談対応・各種助言（相談会等も開催）
- 現地支援チームは、本省並びに現地災害対策本部リエゾンと直接遣り取り出来たこと、各種調査は本省から県を通して行ってもらったこと等から、九州事務所の負担減に

3. 発災以降の動き（令和2年7月豪雨）

<支援チーム撤収後の対応～災害査定>

- 9月中は**訪問支援（週2～3回）**に切り替えて対応
 - ・人吉市、球磨村、八代市に対する巡回支援を行うことにより、支援の継続を意識
 - ・芦北町ほかの被災市町村に対しても、必要に応じて訪問支援
- 9月3日付けで、県を通して**災害報告書作成を依頼**
 - ・災害報告書作成・提出について、被災県を通して依頼
 - ・熊本県以外の被災県～**10月9日まで**、内熊本県内は**10月23日まで**
- **申請予定自治体や県からの照会・相談に対し、電話並びに訪問して対応**
 - ・専門官、担当補佐を中心に、常駐対応者も対応
 - ・本省施設2係とも密接に連携
- **災害査定実施前に提出を受けた報告書に対する確認・助言等を実施**
 - ・県を通して提出を受けた災害報告書について内容確認のうえ、指摘事項等を作成し添付資料の追加等について助言
 - ・必要に応じ現地助言等も実施
- **11月9日から災害査定を順次実施中**
 - ・11月9日～熊本県以外の被災県、12月14日～熊本県内市町村
 - ・12月末現在、本省査定3（査定率99.2%）、事務所査定40（査定率97.5%）実施済み

4. 災害廃棄物対応に関する自治体支援状況 <参考>

<災害廃棄物処理計画策定支援>

・九州・沖縄の**274自治体**の内、未策定自治体の計画策定を支援

- ・平成29年度 6団体
- ・平成30年度 豪雨災害対応のため未実施
- ・令和 元年度 50団体
- ・令和 2年度 33団体

累計89団体(32%)を支援

<外海離島災害廃棄物広域処理検討委員会の設置運営>

- ・外海離島における災害廃棄物対策として、海上輸送を含めた広域処理を検討し、**広域処理方針**のとりまとめを行うことを目的として設置運営
- ・学識経験者、国(九州運輸局、九州地方整備局、沖縄総合事務局、第十管区海上保安部、第十一管区海上保安部)、県(鹿児島県、沖縄県)、**市町村(鹿児島県大島郡町村会、沖縄県町村会)**、業界団体等(産業資源循環協会、建設業協会、海運事業者)

<大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会の設置運営>

- ・九州ブロック内における県域を越える規模の広域連携の在り方等について検討協議
- ・構成員：学識経験者、県、**廃棄物処理法上の政令市**